

令和2年2月7日

報道各位

業務規程及び受託契約準則一部変更に係る認可について

令和2年1月23日開催の第274回定例理事会において決議された業務規程及び受託契約準則一部変更については、農林水産省に認可申請しておりましたところ、本日付で別紙のとおり認可を受けましたことをご報告申し上げます。

以上

農林水産省指令元食産第4556号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番14号

大阪堂島商品取引所

理事長 岡本 安明

令和2年1月29日付け2堂島商取発第10号をもって認可申請のあった業務規程及び受託契約準則の変更については、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

令和2年2月7日

農林水産大臣 江 藤

拓



業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現行
<p>(当月限納会日及び取引最終日)</p> <p>第3条 現物先物取引における当月限納会日は、次に掲げる日(当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) とうもろこし <u>偶数月の15日</u></p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(取引の期限)</p> <p>第7条 本所における現物先物取引の期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農産物市場 イ・ロ (略) ハ とうもろこしにあっては、<u>毎偶数月の当月限納会日の翌営業日</u>を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の<u>翌々月</u>から起算した<u>12か月</u>以内の各奇数限月によるものとする。 ニ・ホ (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(現物先物取引の標準品等)</p> <p>第8条 現物先物取引は、標準品による格付受渡しの方法によるものとし、</p>	<p>(当月限納会日及び取引最終日)</p> <p>第3条 現物先物取引における当月限納会日は、次に掲げる日(当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) とうもろこし <u>第88条の4第2項に定める受渡期間の最初の日(以下「最初の受渡日」という。)の属する月の前月の最終営業日。ただし、12月の当月限納会日は、最終営業日の前々営業日とする。</u></p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(取引の期限)</p> <p>第7条 本所における現物先物取引の期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農産物市場 イ・ロ (略) ハ とうもろこしにあっては、<u>毎奇数月の最初の営業日</u>を新甫発会日とし、新甫発会日の属する<u>月</u>から起算した<u>14か月</u>以内の各偶数限月によるものとする。 ニ・ホ (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(現物先物取引の標準品等)</p> <p>第8条 現物先物取引は、標準品による格付受渡しの方法によるものとし、</p>

業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現行																																																								
<p>格付による受渡供用品及び格付表（米穀にあっては価格調整表という。以下同じ。）その他格付に関する事項は、理事会がこれを定める。</p> <p>2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 米 穀 イ～ハ (略) <u>ニ 宮城ひとめ（宮城県産ひとめぼれをいう。）</u></p> <p>なお、イから<u>ニ</u>までのいずれにあって、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品に限る。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>（呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位）</p> <p>第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="190 1053 1086 1423"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>呼 値</th> <th>呼値の単位</th> <th>取引単位及び受渡単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)・(2) (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)とうもろこし</td> <td>1,000<small>觔</small></td> <td>10円</td> <td>1 枚 (50,000<small>觔</small>)</td> </tr> <tr> <td>(4) 米 穀</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ・ロ (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 秋田こまち</td> <td>1 俵 (60<small>觔</small>)</td> <td>10円</td> <td>1 枚 (1,020<small>觔</small>)</td> </tr> <tr> <td><u>ニ 宮城ひとめ</u></td> <td>1 俵 (60<small>觔</small>)</td> <td>10円</td> <td>1 枚 (1,080<small>觔</small>)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位	(1)・(2) (略)				(3)とうもろこし	1,000 <small>觔</small>	10円	1 枚 (50,000 <small>觔</small>)	(4) 米 穀				イ・ロ (略)				ハ 秋田こまち	1 俵 (60 <small>觔</small>)	10円	1 枚 (1,020 <small>觔</small>)	<u>ニ 宮城ひとめ</u>	1 俵 (60 <small>觔</small>)	10円	1 枚 (1,080 <small>觔</small>)	<p>格付による受渡供用品及び格付表（米穀にあっては価格調整表という。以下同じ。）その他格付に関する事項は、理事会がこれを定める。</p> <p>2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 米 穀 イ～ハ (略) <u>(新設)</u></p> <p>なお、イから<u>ハ</u>までのいずれにあって、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品に限る。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>（呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位）</p> <p>第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1053 2049 1423"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>呼 値</th> <th>呼値の単位</th> <th>取引単位及び受渡単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)・(2) (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)とうもろこし</td> <td>1,000<small>觔</small></td> <td>10円</td> <td><u>取引単位</u> 1 枚 (50,000<small>觔</small>) <u>受渡単位</u> 2 枚 (100,000<small>觔</small>)</td> </tr> <tr> <td>(4) 米 穀</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ・ロ (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 秋田こまち</td> <td>1 俵 (60<small>觔</small>)</td> <td>10円</td> <td>1 枚 (12,240<small>觔</small>)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位	(1)・(2) (略)				(3)とうもろこし	1,000 <small>觔</small>	10円	<u>取引単位</u> 1 枚 (50,000 <small>觔</small>) <u>受渡単位</u> 2 枚 (100,000 <small>觔</small>)	(4) 米 穀				イ・ロ (略)				ハ 秋田こまち	1 俵 (60 <small>觔</small>)	10円	1 枚 (12,240 <small>觔</small>)	<u>(新設)</u>			
種 類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位																																																						
(1)・(2) (略)																																																									
(3)とうもろこし	1,000 <small>觔</small>	10円	1 枚 (50,000 <small>觔</small>)																																																						
(4) 米 穀																																																									
イ・ロ (略)																																																									
ハ 秋田こまち	1 俵 (60 <small>觔</small>)	10円	1 枚 (1,020 <small>觔</small>)																																																						
<u>ニ 宮城ひとめ</u>	1 俵 (60 <small>觔</small>)	10円	1 枚 (1,080 <small>觔</small>)																																																						
種 類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位																																																						
(1)・(2) (略)																																																									
(3)とうもろこし	1,000 <small>觔</small>	10円	<u>取引単位</u> 1 枚 (50,000 <small>觔</small>) <u>受渡単位</u> 2 枚 (100,000 <small>觔</small>)																																																						
(4) 米 穀																																																									
イ・ロ (略)																																																									
ハ 秋田こまち	1 俵 (60 <small>觔</small>)	10円	1 枚 (12,240 <small>觔</small>)																																																						
<u>(新設)</u>																																																									

業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
 ——線は変更箇所

変更案	現 行
<p>(5)~(9) (略)</p> <p>(荷受渡港)</p> <p>第88条の2 荷受渡しをすることができる港（以下「荷受渡港」という。）は、とうもろこし受渡細則に定めるものとする。<u>ただし、第88条の5に規定する早受渡しを行う場合又は受渡当事者双方が第88条の11に基づき合意し本所に通知した場合は、受渡当事者双方が合意をした港で荷受渡しをすることができるものとする。</u></p> <p>第88条の3 <u>(削除)</u></p>	<p>(5)~(9) (略)</p> <p>(荷受渡港)</p> <p>第88条の2 荷受渡しをすることができる港（以下「荷受渡港」という。）及び次条により受方が指定できる港は、とうもろこし受渡細則に定めるものとする。</p> <p><u>(荷受渡し)</u></p> <p>第88条の3 <u>前条に定める港のうち、1人の受方の荷受しようとする数量（以下「受数量」という。）が、本所の別に定める数量毎の整数倍である港（埠頭）にあつては、当該受方は、当該港（埠頭）を荷受渡港（埠頭）として指定し、荷受渡しをすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に定める条件を満たさないとき又は満たす場合であっても受方が荷受渡港（埠頭）の指定をしないときは、次の各号のいずれかにより荷受渡しを行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 第88条の5に規定する早受渡し及び第88条の11に規定する受渡当事者双方の合意がある場合は、当該合意した日本国内の港（埠頭）で、荷受渡しを行うことができる。</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合は、神戸港（埠頭）において渡方が埠頭の合意を得て指定する埠頭で荷受渡しを行うものとする。</u></p>

業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
 ——線は変更箇所

変更案	現 行
<p>(受渡日) 第88条の4 受渡日(次条に規定する早受渡し<u>の受渡日</u>を除く。)は、<u>当月限の1日から末日までのうち、最初の荷受渡予定日の前営業日とする。ただし、本船事故その他とうもろこし受渡細則に定める事由によるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(受渡日) 第88条の4 受渡日(次条に規定する早受渡しを除く。)は、<u>当該最初の荷受渡予定日の前営業日とする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p>2 前項の受渡日は、当該限月に対応する偶数月の前月の15日(当日が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。)から翌月末日までの間とする。ただし、本船事故その他とうもろこし受渡細則に定める事由によるときは、この限りでない。</p>
<p>第88条の7 <u>(削除)</u></p>	<p><u>(荷受渡港等の届出)</u> 第88条の7 <u>第88条の3の規定により荷受渡港(埠頭)を指定した受方は、当該荷受渡港(埠頭)(以下「指定荷受渡港(埠頭)」という。)の名称及び受数量を当月限納会日の翌営業日の午後3時までに、本所に届け出るものとする。</u> 2 前項の届出は、これを変更することができない。ただし、受渡当事者双方の合意によるときは、この限りでない。 3 本所は、第1項の届出を受理したときは、遅滞なく、渡方にその旨を通知するものとする。</p>
<p><u>(受渡届出書)</u> 第88条の8 <u>渡方及び受方は、とうもろこし受渡細則に定める受渡届出書その他の必要書類を、当月限納会日の午後4時までに、本所に提出するものとする。</u></p>	<p><u>(指定荷受渡港(埠頭)における渡方等の決定)</u> 第88条の8 <u>前条第3項の通知を受けた渡方が2人以上あるときは、本所が別に定める方法により当該渡方間において協議することにより、最初の荷受渡日の10日前までに指定荷受渡港の埠頭における渡方及び当該渡方が</u></p>

業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
 ——線は変更箇所

変更案	現 行
<p>(受渡書類の提出及び受渡しの日時等)</p> <p>第88条の9 渡方は次の各号に掲げる受渡書類を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>とうもろこし受渡細則</u>に定める書類</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><u>荷渡しする数量を決定するものとする。</u></p> <p>2 前項の協議をもってしても、指定荷受渡港（埠頭）における渡方及び当該渡方が荷渡しする数量が決定しないときは、本所の裁定により決定するものとする。</p> <p>(受渡書類の提出及び受渡しの日時等)</p> <p>第88条の9 渡方は次の各号に掲げる受渡書類を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>本所が別</u>に定める書類</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(受渡先の決定)</p> <p>第88条の10 <u>本所は、受方が2人以上あるときは、当月限納会日の翌々営業日に、とうもろこし受渡細則の定める方法により受渡先を決定し、これを受渡当事者に通知する。</u></p> <p>2 前項の通知を受けた会員が受託会員である場合は、<u>自己の計算をもって行う受渡しに係るものと当該受託会員の委託者の計算をもって行う受渡しに係るものを区分して、遅滞なく本所に届け出るものとする。</u></p> <p>3 <u>渡方及び受方並びにその代理人は、第1項の受渡先の決定に立ち会うことができる。</u></p>	<p>(受方渡方双方の決定)</p> <p>第88条の10 <u>本所は、第88条の12の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、受方（当該届出が指定荷受渡港（埠頭）に係るものであるときは、当該指定を行った受方。以下この条において同じ。）に第88条の8の規定により決定された渡方及び第88条の12の規定により本所へ届けられた受渡品明細書を通知するものとする。</u></p> <p>2 前項の通知を受けた受方は、<u>その希望する荷口について、本所に申し出なければならない。</u></p> <p>3 前項の申出が競合しなかった荷口については、<u>当該申出者を受渡しの当事者と決定し、申出の競合した荷口については、とうもろこし受渡細則に定める方法をもって、受渡当事者を決定するものとする。</u></p>

業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
 ——線は変更箇所

変 更 案	現 行
<p>(削る)</p> <p>(荷受渡場所の合意) 第88条の11 受渡当事者双方が、第88条の2に定める<u>荷受渡港以外の港</u>で荷受渡しすることを合意した場合には、<u>遅滞なく本所に通知しなければならない。</u></p> <p>(本船荷捌明細書及び荷受渡予定日の届出) 第88条の14 渡方は、本所が<u>とうもろこし受渡細則</u>に定める本船荷捌明細書及び<u>荷受渡予定日</u>を、当該最初の<u>荷受渡予定日</u>の休日を除く3日前(当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までに本所に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(受渡重量による調整) 第88条の15 受方は、本所が指定する<u>検定機関が検量した正味陸揚重量</u>を、遅滞なく、本所に届け出なければならない。<u>この場合において、検量に要する費用は、受方の負担とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受渡しの日時) 第88条の23 現物先物取引の受渡日(次条に規定する<u>早受渡し</u>の<u>受渡日</u>を除く。)は、当月限納会日の2営業日後とする。</p>	<p>4 第2項による申出がなかった渡方の荷口については、<u>受方のうちから、本所が別に定める方法をもって、受渡当事者を決定するものとする。</u></p> <p>(荷受渡場所の合意) 第88条の11 <u>前条により決定された受渡当事者</u>双方が、第88条の2に定める<u>埠頭以外の埠頭</u>で荷受渡しすることを合意した場合には、本所に通知しなければならない。</p> <p>(本船荷捌明細書及び荷渡予定日の届出) 第88条の14 渡方は、本所が<u>別に</u>定める本船荷捌明細書及び<u>荷渡予定日</u>を、当該最初の<u>荷渡予定日</u>の休日を除く3日前(当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までに本所に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(受渡重量による調整) 第88条の15 受方は、本所が指定する<u>検定機関より</u>正味陸揚重量を、遅滞なく、本所に届け出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受渡しの日時) 第88条の23 現物先物取引の受渡日(次条に規定する<u>早受渡し</u>を除く。)は、当月限納会日の2営業日後とする。</p>

業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現 行
<p>2・3 (略)</p> <p>(受渡書類の条件)</p> <p>第88条の28 受渡書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新潟コシ、秋田こまち及び宮城ひとめ</u> 本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(受渡決済等の方法)</p> <p>第154条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新潟コシ、秋田こまち及び宮城ひとめ</u>の現物先物取引の受渡しについては、渡方は第88条の28第1項第2号に掲げる受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分して、渡方は受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。</p> <p>4 本所は、受方から受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金が差し出されたときは、受方に指定倉荷証券又は受渡書類等を交付し、渡方に受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金を交付す</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(受渡書類の条件)</p> <p>第88条の28 受渡書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟コシ 本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書</p> <p>(3) <u>秋田こまち</u> 本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書</p> <p>2 (略)</p> <p>(受渡決済等の方法)</p> <p>第154条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新潟コシ及び秋田こまち</u>の現物先物取引の受渡しについては、渡方は、<u>新潟コシ</u>にあっては第88条の28第1項第2号に掲げる受渡書類を、<u>秋田こまち</u>にあっては同項第3号に掲げる受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分して、渡方は受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。</p> <p>4 本所は、受方から受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金が差し出されたときは、受方に指定倉荷証券又は受渡書類等を交付し、渡方に受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金を交付す</p>

業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
 ——線は変更箇所

変更案	現 行
<p>るものとする。ただし、<u>とうもろこし</u>にあっては第88条の9第4項において、<u>粗糖</u>にあっては第113条第4項において<u>それぞれ規定する</u>、<u>受方から本所に対して届け出があった翌営業日の午後1時までに交付するものとする。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p><u>第7章の2 上場商品等の廃止又は休止等における措置</u></p> <p><u>(決済方法)</u></p> <p><u>第182条の2 本所は、上場商品若しくは上場商品指数の廃止若しくは休止を行うこと、取引の種類</u><u>の廃止若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなった場合には、理事会の決議を経て、廃止、休止又は変更を行う日を定め、当該廃止する日、休止する日又は変更する日の立会終了時における全ての建玉(これらの日が当月限納会日に当たる場合の当月限に係る建玉を除く。)</u><u>について、帳入値段をもって、転売又は買戻しにより決済するものとする。</u></p> <p><u>(天災地変等の場合における特別の措置)</u></p> <p>第188条 本所は、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、<u>会員が本所の商品市場における取引の履行その他この業務規程に定める義務の履行につき不可能又は著しく困難であると認めるに至ったときは、理事会の決議を経て、その原因が軽減又は除去されたと認められるまで、当該義務の履行の延期等の特別の措置をとることができる。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>るものとする。ただし、粗糖にあっては、第113条第4項に規定する受方から本所に対して届け出があった翌営業日の午後1時までに交付するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(天災地変等の場合における特別の措置)</u></p> <p>第188条 本所は、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、<u>会員が本所の商品市場における取引の履行につき、不可能又は著しく困難であると認めるに至ったときは、理事会の議を経て、次に掲げる特別の措置をとることができる。</u></p> <p><u>(1) この業務規程に規定する受渡場所を変更すること及び受渡日時を</u></p>

業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
 ——線は変更箇所

変更案	現 行
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>更すること、その他受渡に関して必要な措置を講ずること。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(2) この業務規程に規定する取引受渡証拠金の預託の日時を変更すること。</u></p>
<p><u>2 前項に掲げる義務の履行が不可能又は著しく困難と認めるに至ったときにおいて、特に緊急を要すると本所が認める場合は、理事会の決議を経ることなく、前項に定める特別の措置を講じることができるものとする。この場合において、理事長は、遅滞なくその処置について、理事会に報告しなければならない。</u></p>	<p><u>(3) 前二号に掲げる措置に付随する事項について適宜の措置を講ずること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3 (略)</u></p>	<p><u>2 (略)</u></p>
<p><u>附則</u></p> <p><u>1 令和2年1月23日開催の理事会で決議された第3条(当月限納会日及び取引最終日)、第7条(取引の期限)、第9条(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)(同条第3号に係るものに限る。)、第88条の2(荷受渡港)、第88条の4(受渡日)、第88条の8(受渡届出書)、第88条の9(受渡書類の提出及び受渡しの日時等)、第88条の10(受渡先の決定)、第88条の11(荷受渡場所の合意)、第88条の14(本船荷捌明細書及び荷渡予定日の届出)、第88条の15(受渡重量による調整)、第88条の23(受渡しの日時)及び第154条(受渡決済等の方法)(同条第4項に係るものに限る。)の変更並びに第88条の3(荷受渡し)及び第88条の7(荷受渡港等の届出)の削除は、農林水産大臣認可の日(令和2年2月7日)又は令和2年4月16日のいずれか遅い日(以下「施行日」とする。)から施行す</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
 ——線は変更箇所

変更案	現行
<p>る。</p> <p>2 第8条（現物先物取引の標準品等）、第9条（呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位）（同条第4号に係るものに限る。）、第88条の28（受渡書類の条件）及び第154条（受渡決済等の方法）（同条第3項に係るものに限る。）の変更は、農林水産大臣認可の日（令和2年2月7日）又は令和2年4月21日のいずれか遅い日（以下「米穀に係る施行日」とする。）から施行する。</p> <p>3 第188条（天災地変等の場合における特別の措置）の変更並びに第7章の2（上場商品等の廃止又は休止等における措置）及び第182条の2（決済方法）の新設は、農林水産大臣認可の日（令和2年2月7日）から施行する。</p> <p>4 第8条第2項第3号に掲げる標準品に関し、変更前の業務規程（以下「旧規程」という。）に基づく取引については、次の各号のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 第7条第1項第1号ハの規定にかかわらず、施行日以降において新甫発会を行わない。</p> <p>(2) 施行日において取引を開始している限月については、その取引の期限まで取引を継続する。ただし、残存する全ての限月において、全ての取引の決済が結了された場合には、当該日の翌営業日以降当該残存する限月の取引を休止できることとする。</p> <p>(3) 納会日、受渡単位、第5章第3節に定める事項及び受渡代金の渡方への交付については、なお旧規程の定めるところによる。</p> <p>5 第8条第2項第3号に掲げる標準品に関し、変更後の業務規程（以下「新規程」という。）に基づく取引については、令和2年4月16日を取引開始日とし、第7条第1項第1号ハの規定にかかわらず、当初の取引限月を令</p>	

業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現 行
<p><u>和3年1月限、3月限及び5月限とするとともに、令和2年6月16日に令和3年7月限の取引を、令和2年8月16日に令和3年9月限の取引を、令和2年10月16日に令和3年11月限の取引をそれぞれ開始するものとする。</u></p> <p>6 <u>第8条第2項第4号ハに掲げる標準品に関し、旧規程に基づく取引については、次の各号のとおり取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>第7条第1項第1号ニの規定にかかわらず、米穀に係る施行日以降において新甫発会を行わない。</u></p> <p>(2) <u>米穀に係る施行日において取引を開始している限月については、その取引の期限まで取引を継続する。ただし、残存する全ての限月において、全ての取引の決済が結了された場合には、当該日の翌営業日以降当該残存する限月の取引を休止できることとする。</u></p> <p>(3) <u>取引単位及び受渡単位については、なお旧規程の定めるところによる。</u></p> <p>7 <u>第8条第2項第4号ハに掲げる標準品に関する新規程に基づく取引及び第8条第2項第4号ニに掲げる標準品については、令和2年4月21日を取引開始日とし、第7条第1項第1号ニの規定にかかわらず、当初の取引限月を令和2年10月限、同年12月限、令和3年2月限及び同年4月限とするとともに、令和2年6月22日に令和3年6月限の取引を、令和2年8月21日に令和3年8月限の取引をそれぞれ開始するものとする。</u></p> <p>8 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、施行日又は米穀に係る施行日に施行することが適当でないとき本所が認める場合は、理事会が定める日を新たな施行日又は米穀に係る施行日とする。この場合において、第5項及び前項に規定する取引開始日は、</u></p>	

業務規程対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現 行
<u>それぞれ理事会において別に定める。</u>	

受託契約準則対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変 更 案	現 行
<p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 受託会員は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により売買差損益金を計算するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、受託会員は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、指示日(大豆、小豆及び精糖にあっては当月限納会日の属する月の14日(休業日である場合は順次繰り上げる。)、とうもろこしにあっては当月限納会日の属する月の前月15日(休業日である場合は順次繰り上げる。)、粗糖及び冷凍えびにあっては当月限納会日の属する月の前月末日(休業日である場合は順次繰り上げる。))及び米穀にあっては当月限納会日の属する月の10日(休業日である場合は順次繰り上げる。))をいう。以下同じ。)に委託者から受託会員が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後4時までその指示がないとき又はその指示が受託会員が定める決済方法と異なるものであるときは、指示日の翌営業日以降の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。この場合において、受託会員は、当該取引を転売により処分する場合は業務規程第22条第3項に定める下位の制限値段、買戻しにより処分する場合は同項に定める上位の制限値段で転売又は買戻しを行うよう指示されたものとみなす。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項、第4項若しくは第5項、次条第3項、第24条、第24条の2、<u>第24条の3</u>、第26条第1項、第2項若し</p>	<p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 受託会員は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により売買差損益金を計算するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、受託会員は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、指示日(大豆、小豆及び精糖にあっては当月限納会日の属する月の14日(休業日である場合は順次繰り上げる。)、とうもろこし、粗糖及び冷凍えびにあっては当月限納会日の属する月の前月末日(休業日である場合は順次繰り上げる。))及び米穀にあっては当月限納会日の属する月の10日(休業日である場合は順次繰り上げる。))をいう。以下同じ。)に委託者から受託会員が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後4時までその指示がないとき又はその指示が受託会員が定める決済方法と異なるものであるときは、指示日の翌営業日以降の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。この場合において、受託会員は、当該取引を転売により処分する場合は業務規程第22条第3項に定める下位の制限値段、買戻しにより処分する場合は同項に定める上位の制限値段で転売又は買戻しを行うよう指示されたものとみなす。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項、第4項若しくは第5項、次条第3項、第24条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項、</p>

受託契約準則対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現 行
<p>くは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p>	<p>第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p>
<p>(委託手数料)</p>	<p>(委託手数料)</p>
<p>第17条 委託者は、取引が成立した場合（第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、前条第2項、第24条、第24条の2、<u>第24条の3</u>、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2の規定による取引の処分を含む。）及び受託会員が定める場合においては、受託会員が定めるところにより、委託手数料を受託会員に支払うものとする。</p>	<p>第17条 委託者は、取引が成立した場合（第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、前条第2項、第24条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2の規定による取引の処分を含む。）及び受託会員が定める場合においては、受託会員が定めるところにより、委託手数料を受託会員に支払うものとする。</p>
<p>(取引の処分通知)</p>	<p>(取引の処分通知)</p>
<p>第23条 第19条第1項の規定は、第14条第1項、第15条第3項、第4項若しくは第5項、第16条第3項、次条、第24条の2、<u>第24条の3</u>、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定による処分について準用する。</p>	<p>第23条 第19条第1項の規定は、第14条第1項、第15条第3項、第4項若しくは第5項、第16条第3項、次条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定による処分について準用する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(<u>上場商品等の廃止又は休止における措置等</u>)</p>	<p>(<u>新設</u>)</p>
<p><u>第24条の3 受託会員は、委託を受けた取引について本所が上場商品若しくは上場商品指数の廃止若しくは休止を行うこと、取引の種類の変更若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなり、本所が定めた廃止する日、休止する日又は変更する日の立会終了時における全建玉（これらの日が当月限納会日に当たる場合の当月限に係る建玉を除く。）について、帳入値段等によって取引の決済の結了が行われることとなったとき</u></p>	

受託契約準則対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現 行
<p><u>は、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。</u></p> <p>(一任売買等の禁止)</p> <p>第25条 受託会員は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為(第14条第1項、第15条第3項、第4項若しくは第5項、第16条第3項、第24条、<u>第24条の2</u>、前条、次条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定により処分する場合を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第41条 委託者は、とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委託者は、受渡日の前営業日の<u>午後4時</u>までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し</p>	<p>(一任売買等の禁止)</p> <p>第25条 受託会員は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為(第14条第1項、第15条第3項、第4項若しくは第5項、第16条第3項、第24条、前条、次条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定により処分する場合を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第41条 委託者は、とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委託者は、受渡日の前営業日の<u>午後3時</u>までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し</p>

受託契約準則対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現 行
<p>入れるものとする。 6・7 (略)</p> <p>8 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品の銘柄(とうもろこしにあっては生産国、粗糖にあっては産糖国名及び産糖年度)</u></p> <p>(3)~(15) (略)</p> <p>9~11 (略)</p> <p>(米穀(新潟コシ、秋田こまち及び宮城ひとめ)の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第42条 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号ロ、ハ及びニに定める米穀に限る。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2~10 (略)</p> <p>(取引代金の決済等)</p> <p>第50条 委託者は、オプション取引の新規の買付け又は買戻しを行ったときは、取引が成立した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び第3項の規定は、第14条第1項、第24条、第24条の</p>	<p>入れるものとする。 6・7 (略)</p> <p>8 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品の銘柄(粗糖にあっては産糖国名及び産糖年度)</u></p> <p>(3)~(15) (略)</p> <p>9~11 (略)</p> <p>(米穀(新潟コシ及び秋田こまち)の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第42条 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号ロ及びハに定める米穀をいう。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2~10 (略)</p> <p>(取引代金の決済等)</p> <p>第50条 委託者は、オプション取引の新規の買付け又は買戻しを行ったときは、取引が成立した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び第3項の規定は、第14条第1項、第24条、第24条の</p>

受託契約準則対照表

大阪堂島商品取引所
 ——線は変更箇所

変更案	現 行
<p>2、<u>第24条の3</u>、<u>第26条第1項</u>、<u>第2項</u>若しくは<u>第3項</u>又は<u>第37条の2</u>の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p> <p>(委託手数料)</p> <p>第55条 委託者は、オプション取引が成立した場合(第14条第1項、第24条、<u>第24条の2</u>、<u>第24条の3</u>、<u>第26条第1項</u>、<u>第2項</u>若しくは<u>第3項</u>又は<u>第37条の2</u>の規定による取引の処分を含む。)又はオプション取引の権利行使若しくは権利行使の割当てを受けた場合及び受託会員が定める場合においては、受託会員が定めるところにより、委託手数料を受託会員に支払うものとする。</p>	<p>2、<u>第26条第1項</u>、<u>第2項</u>若しくは<u>第3項</u>又は<u>第37条の2</u>の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p> <p>(委託手数料)</p> <p>第55条 委託者は、オプション取引が成立した場合(第14条第1項、第24条、<u>第24条の2</u>、<u>第26条第1項</u>、<u>第2項</u>若しくは<u>第3項</u>又は<u>第37条の2</u>の規定による取引の処分を含む。)又はオプション取引の権利行使若しくは権利行使の割当てを受けた場合及び受託会員が定める場合においては、受託会員が定めるところにより、委託手数料を受託会員に支払うものとする。</p>
<p><u>附則</u></p> <p>1 <u>令和2年1月23日開催の理事会で決議された第15条(反対売買による決済)及び第41条(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)の変更は、農林水産大臣認可の日(令和2年2月7日)又は令和2年4月16日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第42条(米穀(新潟コシ、秋田こまち及び宮城ひとめ)の受渡しによる決済の特例)の変更は、農林水産大臣認可の日(令和2年2月7日)又は令和2年4月21日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p>3 <u>第17条(委託手数料)、第23条(取引の処分通知)、第25条(一任売買等の禁止)、第50条(取引代金の決済等)及び第55条(委託手数料)の変更並びに第24条の3(市場等の廃止又は休止における措置等)の新設は、農林水産大臣認可の日(令和2年2月7日)から施行する。</u></p> <p>4 変更前の業務規程(令和2年1月23日開催の理事会において決議された</p>	<p><u>(新設)</u></p>

受託契約準則対照表

大阪堂島商品取引所
 ——線は変更箇所

変更案	現 行
<p>一部変更等が施行される前の業務規程をいう。) 第8条第2項第3号の標準品の取引に係る決済については、変更前の受託契約準則第15条第4項によるものとする。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、第1項又は第2項に定める日に施行することが適当でないとする場合は、理事会が定める日に施行するものとする。</p>	